

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 920 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="590 1297 831 1331"><u>2024年3月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 848 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1748 562 2160 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1831 1297 2071 1331"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="1813 1444 2089 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)								
<p><b>(用語の定義)</b>  <b>第3条</b> この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="139 321 1294 438"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 初期契約解除</td> <td>当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、当社の合意なくピカラ光ねっと契約者の都合のみでできる契約の解除</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(ピカラ光ねっと契約者が行うピカラ光ねっと契約の解除)</b>  <b>第19条</b> ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっと契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に書面により通知していただきます。                  2 前項の通知により、ピカラ光ねっと契約を解除する場合、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p><b>(初期契約解除)</b>  <b>第19条の2</b> ピカラ光ねっと契約者は、当社からの<u>契約内容通知書面</u>を受領した日を初日とする8日を経過するまでの間、<u>書面によりピカラ光ねっと契約の解除を行うことができます。</u>この効力は、ピカラ光ねっと契約者が初期契約解除に係る書面を発した時に生じます。                  2 ピカラ光ねっと契約者が、前項の<u>初期契約解除に係る書面を発した場合</u>、当社はピカラ光ねっと契約の解除までの期間において当社が提供したピカラ光ねっとの料金を請求いたします。</p> <p><b>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)</b>  <b>第57条の2</b> <u>当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ネットサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>	用語	用語の意味	12 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、当社の合意なくピカラ光ねっと契約者の都合のみでできる契約の解除	<p><b>(用語の定義)</b>  <b>第3条</b> この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1386 321 2540 438"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 初期契約解除</td> <td>当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、当社の合意なくピカラ光ねっと契約者の都合のみでできる契約の解除</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(ピカラ光ねっと契約者が行うピカラ光ねっと契約の解除)</b>  <b>第19条</b> ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっと契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所に<u>当社所定の方法</u>により通知していただきます。                  2 前項の通知により、ピカラ光ねっと契約を解除する場合、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。</p> <p><b>(初期契約解除)</b>  <b>第19条の2</b> ピカラ光ねっと契約者は、当社からの<u>契約内容通知</u>を受領した日を初日とする8日を経過するまでの間、<u>当社に書面を発することまたは当社所定の方法により通知することにより、ピカラ光ねっと契約の解除を行うことができます。</u>この効力は、ピカラ光ねっと契約者が初期契約解除に係る<u>書面を発した日または通知を完了した日</u>に生じます。                  2 ピカラ光ねっと契約者が、前項の<u>初期契約解除を行った場合</u>、当社はピカラ光ねっと契約の解除までの期間において当社が提供したピカラ光ねっとの料金を請求いたします。</p> <p><b>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)</b>  <b>第57条の2</b> <u>当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続するピカラ光ねっと契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>	用語	用語の意味	12 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、当社の合意なくピカラ光ねっと契約者の都合のみでできる契約の解除	
用語	用語の意味									
12 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、当社の合意なくピカラ光ねっと契約者の都合のみでできる契約の解除									
用語	用語の意味									
12 初期契約解除	当社からの契約内容通知の受領から一定の期間、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、当社の合意なくピカラ光ねっと契約者の都合のみでできる契約の解除									

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2024年4月1日から実施します。  <u>(経過措置)</u>                      2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  <u>(特例措置)</u>                      3 別記1(1)の提供区域において、ピカラ光ねっと契約を申込みしたピカラ光ねっと契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。                      4 3の特例措置は、次のとおりとし、実施期間は、2024年4月1日から2024年6月30日までとします。                      (1) <u>新規契約又は契約変更する場合に、次の特例措置を適用します。</u>                      (ア) <u>プラン1、プラン2、プラン2-2B(バリュープラン)に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費については0円とします。</u>                      (イ) <u>料金表第1表 料金 1適用(9)ピカラ光ねっとの品目及び種別の適用に定めるプラン3を提供しているエリアに限り、次の特例措置を適用します。</u>                      ① <u>プラン3からプラン1及びプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料及び交換機等工事費を、0円とします。</u>                      (2) <u>ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。</u>                      (ア) <u>デュアルスタックの提供を受けていないピカラ光ねっと契約者がデュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。(ただし、提供区域がピカラゆすはらを除く)</u>                      5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。                      (ア) <u>現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約(この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物(以下この条文において「同一利用場所」といいます。)で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。</u>                      6 「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料(K)1,000円(税込1,100円)を0円とします。</p>	